

## 地域の歴史文化を活かしたまちづくり事業募集要項

この事業は、「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」（令和3年3月）の考え方に基づいて、地域の歴史文化を活かしたまちづくりを目的とした取り組みに要する経費に対して、その一部または全部を助成するものです。この事業を通して、各地域で身近な歴史文化を活かしたまちづくりが積極的に展開されることを目指します。

### 1 趣 旨

丹波篠山市内には歴史的な建物や史跡、天然記念物などの指定文化財だけでなく、昔ながらの町並みや農村の風景、古くから伝わる伝統行事などが暮らしの中に息づいています。これらは長い歴史の中で培われてきた文化財であり、本市の歴史文化を後世に伝えるために欠かせないものです。「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」では未指定の文化財を含む全ての文化財を「歴史資産」として位置づけ、積極的なまちづくりへの活用を目指しています。

本市の貴重な歴史文化を継承していくために、地域の身近にある「歴史資産」を保存・活用する様々な取り組みを支援し、地域主体のまちづくりを推進することを目的とします。

### 2 対象団体

丹波篠山市内各地区まちづくり協議会等の地域団体

※令和5年度に当事業の採択を受け、現在事業を継続中の団体は対象となりません。

### 3 対象事業

- (1)地域の歴史文化を普及啓発するための事業（文化遺産マップの作成、説明板の作成、展示会の開催等）
- (2)まちづくりに活かすために地域の歴史文化を学ぶ事業（勉強会・講演会・見学会の開催など）
- (3)地域の歴史文化を継承するための事業（地域の祭礼行事などの後継者の養成、文化遺産防災訓練の実施、文化遺産防災マップの作成等）
- (4)地域の歴史文化を調査研究するための事業（地域の歴史の研究、伝統行事の記録作成等）
- (5)その他、地域の歴史文化を保存・活用するための事業

【地域の歴史文化を構成する身近な文化財（歴史資産）の例】

ア 古民家・社寺などの建築物、地蔵・道標等	オ 遺跡（集落跡、城跡、古墳、窯跡等）
イ 地域に伝わる絵画・仏像・古文書・工芸品等	カ 地域に特徴的な動植物、地質鉱物等
ウ 地域に伝わる踊り・民謡・芝居等	キ 伝統的な工芸技術（陶芸、染物等）
エ 地域に伝わる祭礼、年中行事、昔話等	ク その他地域の歴史文化に関わるもの

※文化財に指定されていないものを含みます

## 4 対象としない事業

(1) 団体及び団体を構成する者の財産の形成や営利を目的とする事業

(2) 宗教活動や政治活動を目的とする事業

(3) 建物等文化財の修理などのハード整備事業のみ行う事業

※勉強会などの普及啓発事業と併せて実施される事業は対象となります。

(4) 通常の維持管理のための草刈りなどの環境整備事業

※山城の登山道整備などの草刈りは対象となります。

(5) 公序良俗に反する内容が含まれている事業

## 5 助成内容等

(1) 助成額

過疎地域での取り組み：1 団体につき 20 万円を上限

過疎地域以外での取り組み：1 団体につき 16 万円を上限

※過疎地域とは旧篠山町の区域です。

※予算の範囲内において決定します。

※建物等文化財の修理などのハード整備事業については対象経費の 85%までの補助とします。

※助成額は上限であって応募状況により引き下げることがあります。

(2) 事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※事業内容によっては事業期間を令和7年度末まで延長することが可能です。

(3) 助成対象経費

①謝金等（外部講師等の謝金）

②旅 費（外部講師等の交通費）

③印刷費（冊子作成、案内チラシ、写真現像焼付）

④需用費（事務用品、活動資材、燃料代）

⑤役務費（郵便代、ボランティア保険）

⑥使用料（会場使用料）

⑦その他（事業実施にあたり必要と認められる経費）

(4) 助成対象としない経費

①事業の目的と無関係な経費

②会議等での飲食代（弁当、お茶、酒類など）

③団体の維持管理経費（事務所の光熱水費、電話代、FAX 代など）

- ④団体が当然負担すべき経費（クリーニング代、収入印紙代など）
- ⑤実行委員会等及び構成団体またはその構成員等に対する支出

## 6 助成団体の決定

### (1)決定方法

書類審査に基づき、助成団体及び助成金額を決定します。審査によって助成金額を減額することがあります。

### (2)評価の視点

- ①本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。
- ②計画に対して、妥当な経費が計上されているか。
- ③事業実施による効果・成果をもたらす計画となっているか。

### (3)申請方法等

- ①募集期間 令和6年4月1日（月）から4月26日（金）

※採択予定数に達しない場合は期限を延長します

助成申請書を期間内に丹波篠山市教育委員会事務局 文化財課までご提出ください。

（郵送可、当日消印有効）

- ②受付時間 平日 8時30分から17時15分まで

## 7 助成方法等

### (1)助成金の支払い

助成金は当初に一括概算払いし、事業完了後、実績報告書により精算します。

### (2)実績報告

事業完了後は、事業完了の10日以内もしくは令和7年3月31日までに実績報告書の提出をお願いします。

### (3)助成の取消及び助成金の返還

助成金を対象事業以外の用途に使用したときや助成要件に違反したとき、又は不正な手段により助成金の交付を受けたと認められた場合は、助成を取り消すほか、既に支払い済みであっても助成金の返還を求めます。

### (4)事業中間報告

事業の完了が令和7年度になる場合は、令和7年3月31日までに事業中間報告書を必ずご提出ください。

## 8 その他

- (1)事業実施に関する責任は、すべて実施団体に帰すものとします。
- (2)申請書等の様式は市のホームページよりダウンロードできます。

## 9 問い合わせ先・お申し込み先

〒669-2397 丹波篠山市北新町 41

丹波篠山市教育委員会事務局 文化財課

電話 552-5792/FAX552-8015

メール [bunkazai\\_div@city.sasayama.hyogo.jp](mailto:bunkazai_div@city.sasayama.hyogo.jp)